

令和8年度建設業トップセミナー

令和8年度における建設業の
安全衛生対策の推進について



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

浦河労働基準監督署

For people, for life, for the future



説明のポイント

- 1 建設業の労働災害発生状況
(令和8年2月に墜落死亡災害発生)
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 建設業の安全衛生対策の推進
- 4 その他参考事項



1 建設業の労働災害発生状況

■ 業務別労働災害発生状況

令和7年1月1日～令和7年12月31日(確定値)

区分 業種別		令和7年確定値			令和6年確定値			対前年		業種割合(%)
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率(%)	
浦河労働基準監督署	全産業計	2	160	162	1	192	193	-31	-16.1	100.0
	製造業	2	4	6		9	9	-3	-33.3	3.8
	建設業		9	9		11	11	-2	-18.2	5.8
	林業		1	1		5	5	-4	-80.0	0.6
北海道労働局	全産業計	49	7342	7391	48	7321	7369	22	0.3	100.0
	製造業	6	1102	1108	7	1089	1096	12	1.1	15.0
	建設業	15	781	796	18	834	852	-56	-6.6	10.8
	林業	5	64	69	4	75	79	-10	-12.7	0.9

労働者死傷病報告(休業4日以上)による



1 建設業の労働災害発生状況

■ 業務別労働災害発生状況

令和8年1月1日～令和8年6月30日

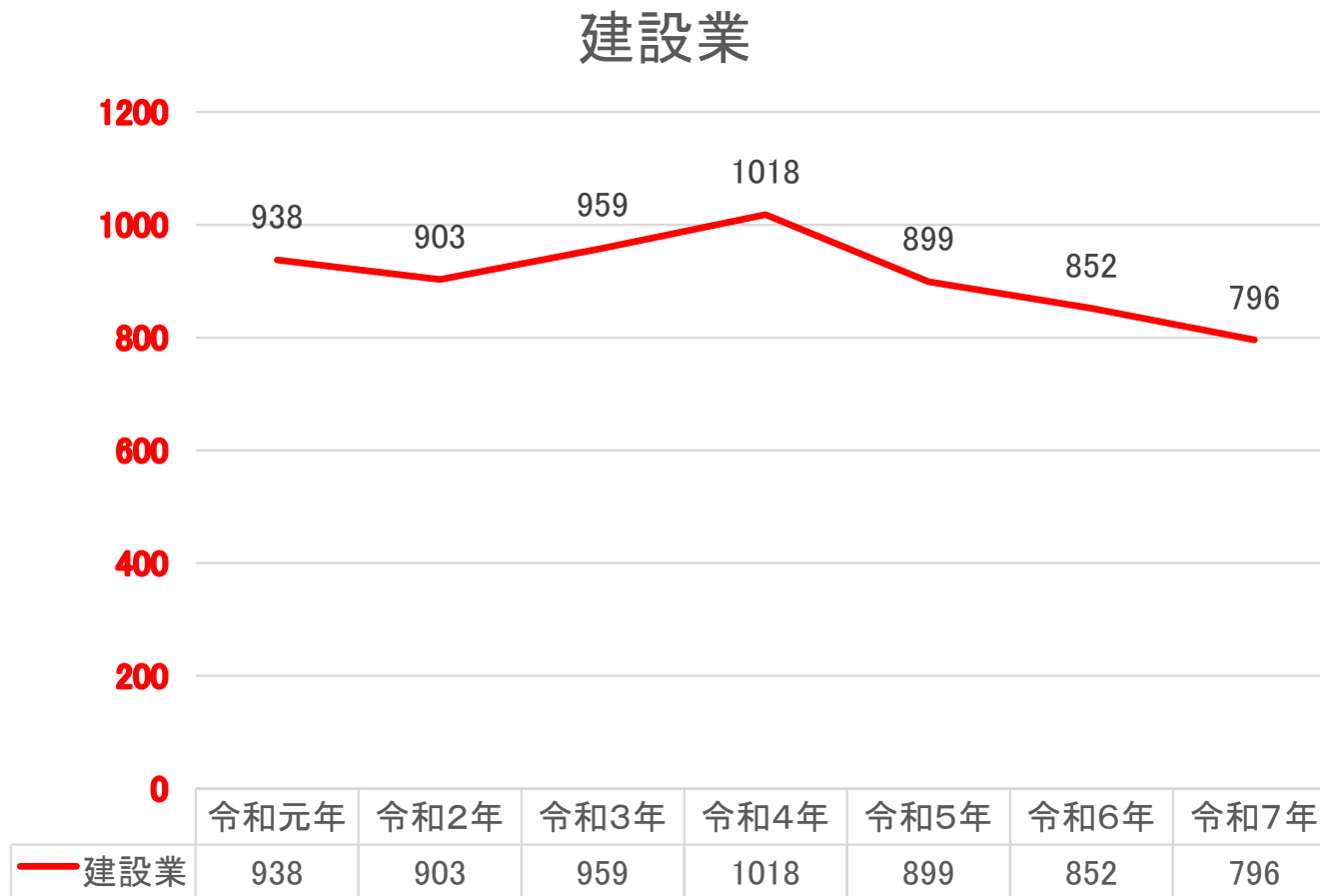
区分 業種別		令和8年			前年同期			対前年		業種 割合 (%)
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率 (%)	
浦河労働基準監督署	全産業計	1	86	87	1	65	66	21	31.8	100.0
	製造業		4	4		1	2	2	100.0	4.6
	建設業	1	8	9		4	4	5	125.0	10.3
	林業		2	2						2.3
北海道労働局	全産業計	20	2,875	2,895	28	2,902	2,930	15	3.3	100.0
	製造業	3	463	466	2	449	451	-48	-14.8	16.1
	建設業	6	286	292	8	302	310	-18	-5.8	10.1
	林業		23	23	5	31	36	-13	-36.1	0.8

労働者死傷病報告(休業4日以上)による



1 建設業の労働災害発生状況

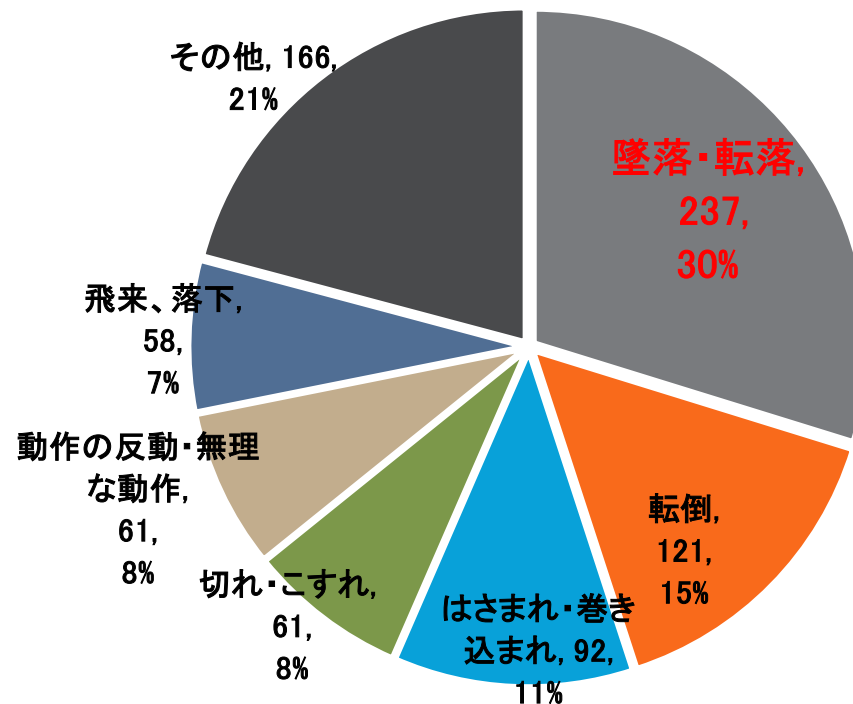
■ 北海道内の建設業労働災害発生件数の推移(令和元年以降)





1 建設業の労働災害発生状況

令和7年に北海道内で発生した建設業での労働災害796件の事故の型内訳



- ◆ 約3割が**墜落・転落**による災害である。
- ◆ 墜落・転落のうち、約3割が架設物・建築物・構築物等からの墜落である。
- ◆ 建設業で発生した**死亡災害の約5割が墜落・転落**による災害である。



1 建設業の労働災害発生状況

■ 浦河署管内での建設業死亡災害発生事例

(令和8年発生事例)

3層の枠組み足場の最上層で作業をしていた作業員が足場上から墜落し、死亡した。

災害発生原因

・足場の架設通路に手すり及び中棧が設置されていなかった。

事業者は墜落防止設備のある足場を使用させる義務がある。

・作業開始前に作業員に足場の墜落防止設備の脱落の有無等を点検させ、脱落等が認められれば修復すること。



1 建設業の労働災害発生状況

■ 浦河署管内での建設業災害発生事例 (令和8年発生事例)

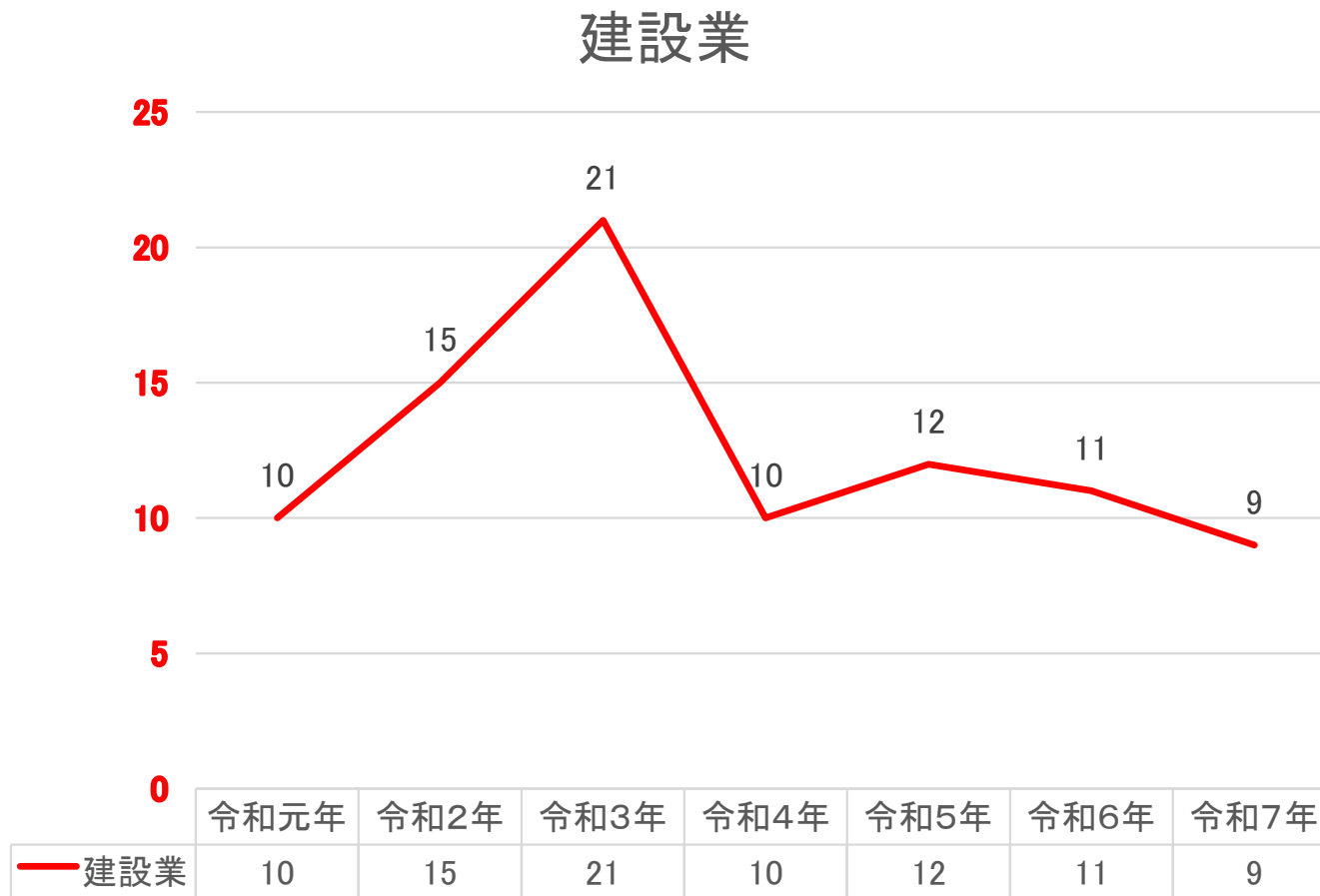
令和8年4月から6月まで 建設業における災害(浦河署管内)

発生年	発生月	事故の型	起因物	災害発生状況
8	4	はさまれ、巻き込まれ	動力電動機	被災者はエレベータコンベヤの試運転中にコンベヤベルトに取付けられているバケットの固定ボルトの締結具合が気になり、設備を停止せず手を差し入れたところ、点検口から差し入れた左腕がベルトと絞りローラの間に挟まれ、左腕を骨折した。
8	5	墜落・転落	その他の架設物、建築物、構築物	被災者は倉庫棚の上に乗った資材をとるため、梯子や脚立等使用せずに倉庫をよじ登ったところ、バランスを崩し、墜落した。
8	5	墜落・転落	掘削用機械	被災者はドラグ・ショベルの誘導を行っていたところ、旋回範囲に入り、車体後部にぶつかり、海岸から墜落した。
8	6	墜落・転落	作業床、歩み板	被災者が作業の合間で護岸擁壁に近づいたところ、躓いて岸から墜落した。



1 建設業の労働災害発生状況

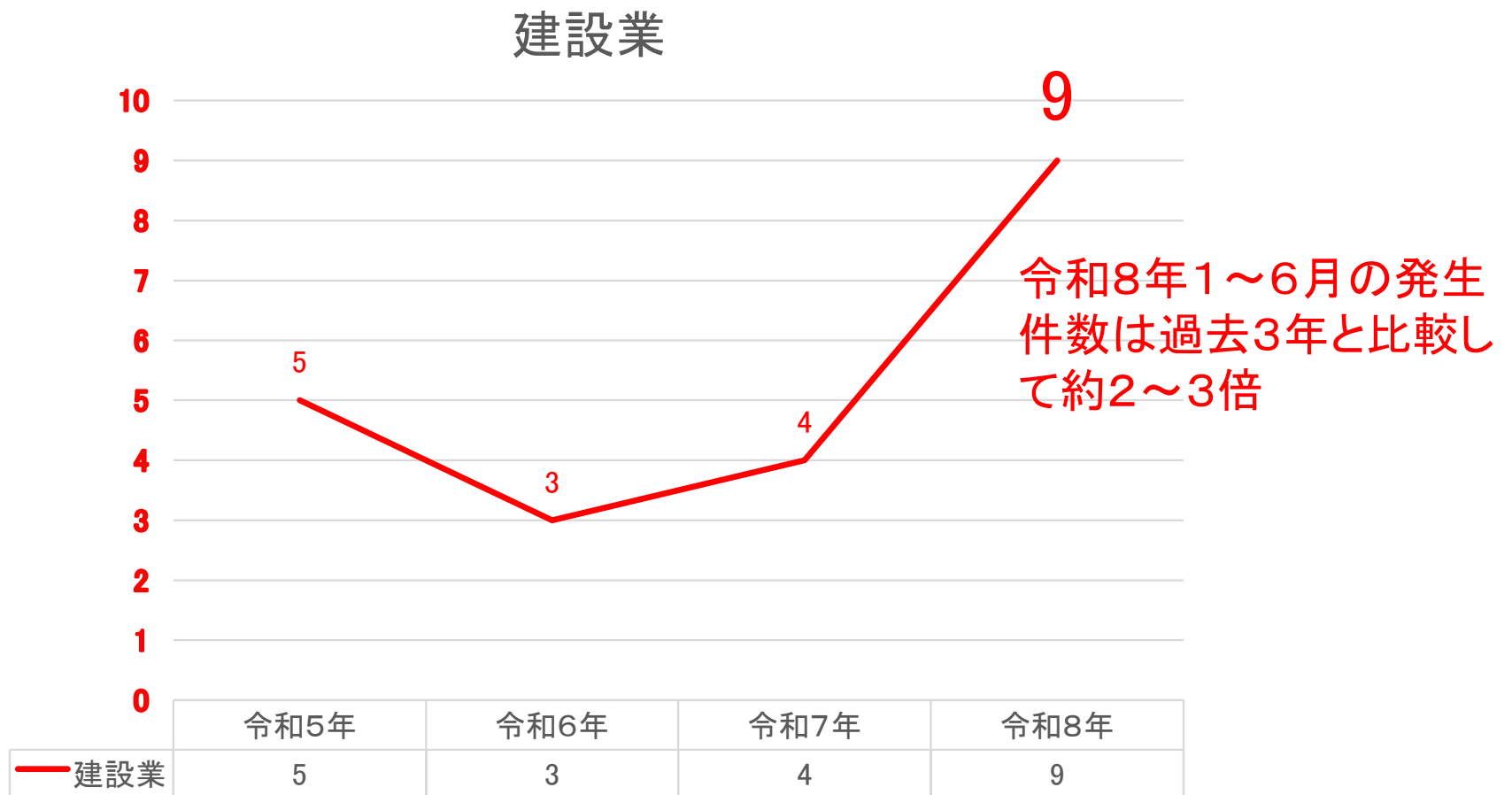
■ 浦河署管内の建設業労働災害発生件数の推移(令和元年以降)





1 建設業の労働災害発生状況

- 浦河署管内の建設業労働災害発生件数の推移(令和5年以降)
(各年1月から6月末の発生件数)





1 建設業の労働災害発生状況

- ・昨年(令和7年)の北海道の建設業で発生した労働災害のうち

◇約3割が「**墜落・転落**」による災害である。

- ・令和8年6月末時点の浦河署管内の令和8年建設業労働災害発生件数は

◇近年と比較して**2～3倍**に増加

令和7年1年間の災害発生件数9件と既に並んでいる。

令和8年においては、足場からの墜落死亡災害が発生し、足場以外の高さ2メートル以上の箇所からの墜落災害が複数件発生している。

→高所作業時における**要求性能墜落制止用器具の適切な使用**を周知徹底、**墜落・転落にかかるリスクアセスメント**の実施、**墜落防止設備の未設置・脱落の確認**及び**基本動作の再確認**が必要である。



2 第14次労働災害防止計画

◆ 計画期間

2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5か年計画

◆ 計画のねらい(北海道労働局版)

- ◆ 労働者等の関係者が安全衛生対策について**自分の責任を認識**したうえで取り組むこと。
- ◆ 安全衛生に取り組む**事業者が社会的に評価される環境**を作り出すこと。

◆ 計画の目標(北海道労働局版)

- ◆ 死亡災害を10%以上減少させる。
- ◆ 死傷災害を減少に転じさせる。

※ どちらも2022(令和4)年との比較



2 第14次労働災害防止計画

- ◆ 計画の目標（北海道労働局版・建設業について）
 - ◆ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%（総合建設業については90%）以上とする。
 - ◆ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発 0316 第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50% 以上とする。



2 第14次労働災害防止計画

計画の重点事項ごとのアウトカム指標の状況

建設業における労働災害防止対策の推進



建設業 アウトカム指標

死亡者数を2022
年と比較して20%
以上減少させる

建設業における死亡者数は15人と目標を達成しました。事故の型別内訳は墜落、転落8人、はさまれ・巻き込まれ2人、転倒、崩壊・倒壊、高温・低温の物との接触、有害物等との接触、交通事故（道路）がそれぞれ1人でした。墜落、転落災害のうち、半数の災害は操縦していた建設機械や動力運搬機ごと路肩から転落したものです。高所からの墜落・転落災害防止対策に加え、建設機械等の路肩からの転落防止対策についても徹底する必要があります。



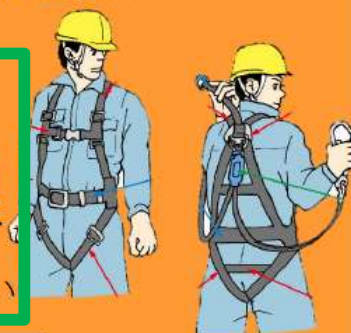


3 建設業の安全衛生対策の推進 墜落制止用器具の適切な使用

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

令和4年1月2日からは
墜落制止用器具

をご使用ください



主な変更点

①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更

※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

安全帯

墜落制止用器具

胴ベルト型（一本つり）



胴ベルト型（一本つり）

胴ベルト型（U字つり）



フルハーネス型（一本つり）



フルハーネス型（一本つり）

②フルハーネス型の使用が原則は



※ただし、高さが
6.75m以下の場合
は「胴ベルト型
（一本つり）」を
使用できます。

③特別教育の義務付け

以下のいずれにも該当する業務を行う場合は特別教育を受講してください。

- 1.高さが2 m以上の箇所
- 2.作業床を設けることが困難なところ
- 3.フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

墜落制止用器具の規格第9条に基づく

「適切な表示」※

の有無をご確認ください。

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

墜落制止用器具
本体

種類：フルハーネス型又は胴ベルト型

製造者名：〇〇社

製造年月：20〇〇年〇月

ショックアブ
ソーバ

種別：第一種又は第二種

最大自由落下距離：〇.〇m

使用可能な重量：〇〇kg

落下距離：〇.〇m

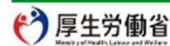
「適切な表示」が無いものは、
必要な性能を有していないおそれがあり、
法令違反となります。
販売及び使用は絶対にしないでください。

墜落制止用器具の取扱いに係る詳細はこちらをチェック！





3 建設業の安全衛生対策の推進 墜落・転落にかかるリスクアセスメントの実施



職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

HOME お問合せ サイトマップ 検索



労働災害統計



労働災害事例



各種教材・ツール



化学物質

ホーム > リスクアセスメントの実施支援システム

リスクアセスメントの実施支援システム

小規模事業場を対象として建設業、製造業、サービス業、運輸業(30種類)の作業・業種別にリスクアセスメントの実施を支援します。

初めての方へ
使用する際の
留意事項

製造業、サービス業、運輸業

建設業

キュービクル
設置作業

基礎工事
(ケーシング引
き抜き作業)

基礎梁・
耐圧盤配筋作業

フラットデッキ作業

屋外照明器具
(ボール式)取付け作
業(高所作業車に係
る作業を含む)

基礎工事
(補助クレーン作
業)

上部階の壁・柱
配筋作業

軽量支保梁
組立作業

移動式クレーン
による玉掛け作
業

アースドリル機の
組立・解体作業

柱・内壁
型枠組立作業

枠組み足場の
組立解体作業

基礎工事
(ケーシング建
て込み・掘削作
業)

ドラグ・ショベル
による地山の掘削及
びダンプトラックに
よる積み出し作業

汎用版
マトリクスを
用いた方法
全汎用版

15種類以外の作業用
に汎用フォームのシ
ートを準備しました。

解説

支援システムの操作(使用)方法
(建設業・製造業等)

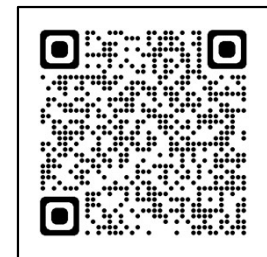
マトリクスを用いた方法
(詳細説明)

マトリクスを用いた方法
(すべての作業・業種)
「負傷又は疾病の重篤度」と「負傷
又は疾病の発生の可能性」をそれぞ
れ横軸と縦軸とした表(マトリクス)
に、あらかじめ重篤度と可能性の度
合いに応じたリスクの程度を割り付
けておき、見積り対象となる負傷又
は疾病の重篤度に該当する列を選
び、次に発生の可能性に該当する行
を選ぶことにより、リスクを見積る
方法です。

数値化による方法(詳細説明)

数値化による方法
(ビルメンテナンス業・鉄物製造
業)
ここでは、「負傷又は疾病の重篤
度」、「負傷又は疾病の発生の可
能性」、「発生する頻度」を一定の尺度
によりそれぞれ数値化し、それらを
数値演算(足し算)してリスクを見積
る方法をいいます。

安全衛生キーワード(安全衛生情報センター)
「リスクアセスメント」





3 建設業の安全衛生対策の推進 墜落・転落にかかるリスクアセスメントの実施

- ◆ 足場以外の高さ2メートル以上の箇所での作業におけるリスクアセスメント
 - ・作業の有無（例：崖の上での作業、ブロック上での作業）
 - ・リスク評価
 - ・リスク低減措置の検討
（例：手すり等の設置、墜落の危険性のない作業への変更等）
 - ・リスク低減措置実施後のリスク評価



3 建設業の安全衛生対策の推進 足場の点検

◆ 足場の作業開始前点検（安衛則第567条第1項）

事業者は点検者を指名して足場の作業を行う前に点検を行う必要がある。

・点検事項

足場用墜落防止設備の取り外しの有無

足場用墜落防止設備の脱落の有無



取り外し及び脱落が認められた場合には作業開始前に直ちに補修が必要である。



3 建設業の安全衛生対策の推進 足場の点検

- ◆ 足場の作業開始前点検(安衛則第567条第2項)
(強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後における点検)
事業者は点検者を指名して足場の作業を行う前に点検を行う必要がある。

- ・点検事項

床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無
幅木等の取付状態及び取り外しの有無
脚部の沈下及び滑動の状態
筋交い、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無
建地、布及び腕木の損傷の有無
突りようかつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能



取り外し及び脱落が認められた場合には作業開始前に直ちに補修すること、点検の結果及び点検者名の保存が必要である。



3 建設業の安全衛生対策の推進 足場の点検に係る規則の改正事項

2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

労働安全衛生法第567条、第568条、第569条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
 - ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 - ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
 - ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
- 等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

労働安全衛生法第567条、第568条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

令和5年10月1日以降

点検者の指名

点検記録に点検者の氏名の記録・保存

をすることが**義務**となった。



3 建設業の安全衛生対策の推進

はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☒ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

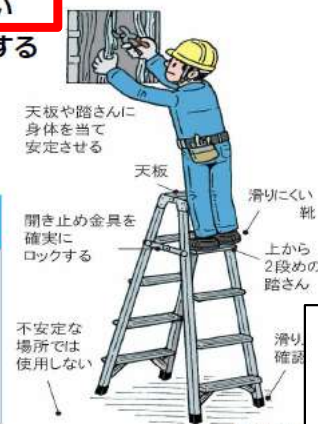
確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☒ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うために必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)





3 建設業の安全衛生対策の推進 高年齢労働者等の労働災害の防止

◆ エイジフレンドリー指針

- ・高年齢労働者の労働災害防止対策を盛り込んだ経営トップの安全衛生方針を表明し、実施体制を確立すること。
- ・高年齢労働者の身体機能の特性を考慮したリスクアセスメントを実施し、職場環境の改善を図ること。
- ・健康状況や体力状況を確認し、状況に応じた職務に就かせること。

例 暑さに対する自覚症状が低下しやすいため、若年労働者と比較して水分補給の頻度を増やす。
身体機能が低下するため、段差をなくし、手すり等を設ける。